

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		備考		
刑事事件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円以上40万円以下		<p>※ 事案簡明な事件とは、事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが特に予想されず、特別の委任事務処理量を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については、事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。（ただし、報酬金の算定における事案簡明な事件とは、上記の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう）</p> <p>※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受け取ることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1、2による</p>	
		報酬金	起訴前	不起訴		20万円以上50万円以下
			求略式命令	上記の額を超えない額		
		報酬金	起訴後	刑の執行猶予		20万円以上50万円以下
	求刑された刑が軽減された場合		上記の額を超えない額			
	着手金		それぞれ30万円以上			<p>※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1、2による</p>
			起訴前	不起訴		
		求略式命令		30万円以上		
		起訴後	無罪	50万円以上		
	刑の執行猶予		30万円以上			
	求刑された刑が軽減された場合		軽減の程度による相当額			
	検察官上訴が棄却された場合	30万円以上				
3 再審請求事件		着手金	50万円以上			
報酬金	50万円以上					
4 保釈・拘留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手報酬	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。				
5 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出所・恩赦等の手続	着手金	1件につき 10万円以上				
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。				
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分取消	着手金	それぞれ20万円以上50万円以下		<p>※ 家庭裁判所送致前の受任が否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。</p> <p>※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※ 逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。</p>	
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上		
			その他	20万円以上50万円以下		